

登録日本語教員養成課程の国際学部の対応について

登録日本語教員

日本語教育機関および日本語教師の質の維持向上を目的とした、日本語教師の国家資格の名称のことを指します。（施行：令和6年4月1日～）
この資格がないと、認定日本語教育機関において日本語教師として教壇に立つことはできなくなりました。

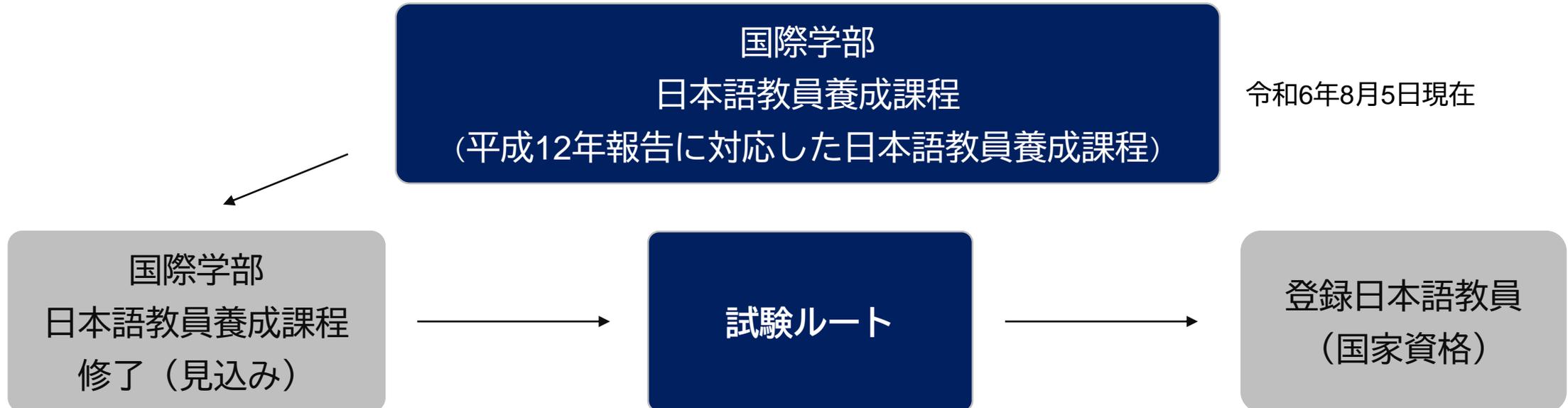
平成12年報告に対応した日本語教員養成課程

国際学部は、文部科学省に日本語教員養成課程において、日本語教員養成に必要となる科目を開講しています。

ただし、この養成課程は、後述する「登録日本語教員養成機関として認可された日本語教員養成課程」との関連性はありません。

文部科学省から登録日本語教員養成機関として認可されるまでの間、平成12年報告に対応した日本語教員養成課程は開講しますが、課程修了後（もしくは修了見込み）は、試験ルート（文部科学省ホームページを参照ください）にて登録日本語教員の資格取得を目指す必要があります。

文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_02668.html



登録日本語教員養成課程の国際学部の対応について

登録日本語教員養成機関として認可された日本語教員養成課程

登録日本語教員養成機関は、日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための日本語教員養成課程を実施する者として文部科学大臣の登録を受けた機関です。「登録日本語教員養成機関として認可された日本語教員養成課程」を修了した方は、日本語教員試験の基礎試験が免除される「養成機関ルート」にて、応用試験に合格し、実践研修を終えると登録日本語教員の資格を得ることができます。

国際学部では、令和9年度入学生から「登録日本語教員養成機関として認可された日本語教員養成課程」を開講できるように準備中です。

なお、令和7.8年入学生においても「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程」の受講は可能です。

その過程を修了し、「試験ルート」にて基礎試験、応用試験を合格し、実践研修を終えると、登録日本語教員の資格を得ることができます。

